



あなたの**みらい**が**ふくらむ**まち

海野隆議会報告

メール:sougousenryaku@gmail.com ブログ・ホームページ:海野隆 阿見町で検索 VOL1-17

議会の報告

●平成27年6月阿見町議会は、6月9日に開会し議案の上程と質疑、10日、11日の両日に一般質問、12日に総務及び民生教育常任委員会、15日に産業経済常任委員会が開催され、19日に採決が行われました。上程された全議案が可決されました。請願については賛成少数で不採択となり、また、2議員から提出された「安全保障関連法案の廃案を求める意見書提出」も賛成少数で否決されました。

●今議会に上程された議案は、議案第52号から68号までの17議案、請願が1件の18件でした。私は、議案第54号、55号、59号、66号、68号及び請願に反対し、その他の議案については賛成しました。詳細は8月中旬に発行される「議会だより」でご覧下さい。



●反対した議案54号、55号、59号は、阿見町再生計画にかかわるものです。

阿見町再生計画は、阿見町に首都圏の高齢者を呼び込もうとする「阿見町プラチナタウン基本構想」を審議しようとするものです。議案第59号の一般会計補正予算には、そのための業務委託料として981万円が計上されています。また、議案第66号は防災行政無線放送施設整備工事請負契約及び68号は阿見吉原地区の公園整備請負契約についてです。いずれも入札に

かかるものです。詳しい反対討論を行っています。最新情報のブログには掲載しています。

●安全保障関連法案の意見書提出に関しては、「日本国憲法の下では、自衛隊が外国の政府との関係でなしうる活動は、個別的自衛権の行使と、外交協力として専門技術者として派遣されるPKO活動などに限定せざるを得ない制約がある。戦後70年間、平和憲法のもと



で我が国が貫いてきた海外で武力行使をしないという原則を大きく転換しようとしている。国民への丁寧な説明、国会での徹底審議を行い、国民世論の把握に努め、これらの議案に対する疑問や不安を真摯に受け止め、一度、廃案とし、改めて憲法に合致する範囲内での安全保障法制の改正案を提出することを求めたい」と賛成討論を行いました。

地方創生会議

●阿見町の地方創生の総合戦略を取りまとめる「阿見町人と自然が織りなす輝くまち創生有識者会議」が開催されています。有識者会議は茨城大学農学部及び県立医療大学からそれぞれ1名で、委員長に就任した牧山正男茨城大学農学部准教授はグリーン・ツーリズムや都市農村交流による農村活性化など「中山間地帯の活性化」、海山宏之茨城県立医療大学助教は、看取り、生の延長など医療における宗教性の問題を研究する「生命倫理学や宗教学」がご専門です。その他、農協、商工会、

立地企業、不動産、金融機関という10名の顔ぶれです。副委員長には商工会女性部部長の野口テル子さんが就任しました。メンバー構成で残念だったのは、女性が野口さんお一人だったことです。



●2040年の阿見町人口ビジョンは、「町の人口は16%程度減少し1980年代後半の水準になること」、「阿見町は他と比較し総数の減少は緩い

テンポで推移すること」などです。

●また、世代別社会増減の推移などでは、20歳代の特に女性の転出超過が顕著にみられることなど、課題解決の分析がなされています。県内市町村の効果を比較するグラフは、阿見町は土浦市や那珂市などとともに、中庸の町という位置づけにあり、何かひとつの対策だけでは解決しないタイプ、さまざまな対策を打って初めて総合的に効果が出るというタイプだそうです。

若い女性の目線を

●阿見町の人口を、5万人程度で維持するという総合計画の目標達成のためには、出生率の上昇がないと仮定すれば、継続的な転入の確保を行わなければならないという結論に達します。継続的な転入確保を図るターゲットは、若い世代で、特に若い女性となります。

●若い女性が支持するまちは「活気があり時代の先端を感じられるまち」「洗練された文化に触れられるオシャレなまち」「仕事があり安定した収入が得られるまち」「買い物や遊びが楽しめるまち」「子育て環境や教育環境が充実したまち」ということになりそうです。

●第2回目は7月23日、3回目は8月11日、4回目が9月17日という日程で進み、10月には計画が策定されます。(海野隆のブログより)

求む議員候補

●来年3月に阿見町議会の改選があります。町議会議員に特別の資格は要りません。ただ、一定の職業経験、社会経験と問題や課題をとらえて議案を審議する力は必要です。特に必要なのは「みんなのために力を尽くす」という情熱です。

●議員になろうとする動機を持っている人は、挑戦して下さい。特に、若い人の突破力、女性の方々の生活に根差した視点、定年で退職されたシニアの方々も豊富な経験を議会に持ち込んで下さい。議員は不安定ですがやりがいのある仕事です。

●しかし、選挙と政治は似て非なるものです。選挙には技術が必要です。我こそはと思う方は、ご相談下さい。

無料法律・生活相談

●地域や家庭での日常生活上の問題や法律に関わる問題などに遭遇して解決できずに悩んでいる方の相談に応じます。予約が必要です。

予約は、090-1548-5294

●夫婦・親子、結婚・離婚、相続・遺言、土地・家屋の売買や賃借、金銭貸借(クレジット・サラ金)、中小企業の経営問題、労務などについて弁護士が相談に応じます。●交通事故の示談交渉(弁護士への相談をお勧めします)や医療事故、損害賠償請求、名誉棄損など人権問題なども弁護士が相談に応じます。今回の担当は平間邦男弁護士です。

●町でも弁護士による法律相談を行っていますので消費生活センターへご相談下さい。

議会への要望や意見もお寄せ下さい。ブログもご覧ください。

